

令和 6 年度荒川区

認可外保育施設集団指導
（居宅訪問型保育事業（個人事業主））
～指導監督基準解説編～

荒川区 子ども家庭部
子育て支援課 指導監査係



立入調査・集団指導の目的

- ◆ 令和2年7月1日より東京都から荒川区へ指導監督権限が移譲され、荒川区内の事業者への指導監督は荒川区が行うこととなった。
- ◆ 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ◆ 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、基準への適合状況を確認する。



立入調査・集団指導の目的

- ◆ 認可外の居宅訪問型保育事業者については、立入調査に代えて講習等の方法による集団指導を行う
- ◆ 荒川区では、個人のベビーシッターに対して令和3年度より年1回集団指導を実施
(毎年受講が必要)



認可外保育施設指導監督基準

荒川区は、東京都の「認可外保育施設指導監督基準」を準用し、指導監督を行います

都の認可外保育施設指導監督基準は、荒川区ホームページに掲載しています
(<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a035/kosodate/hoikuen/ninkagaihoikushisetu.html>)

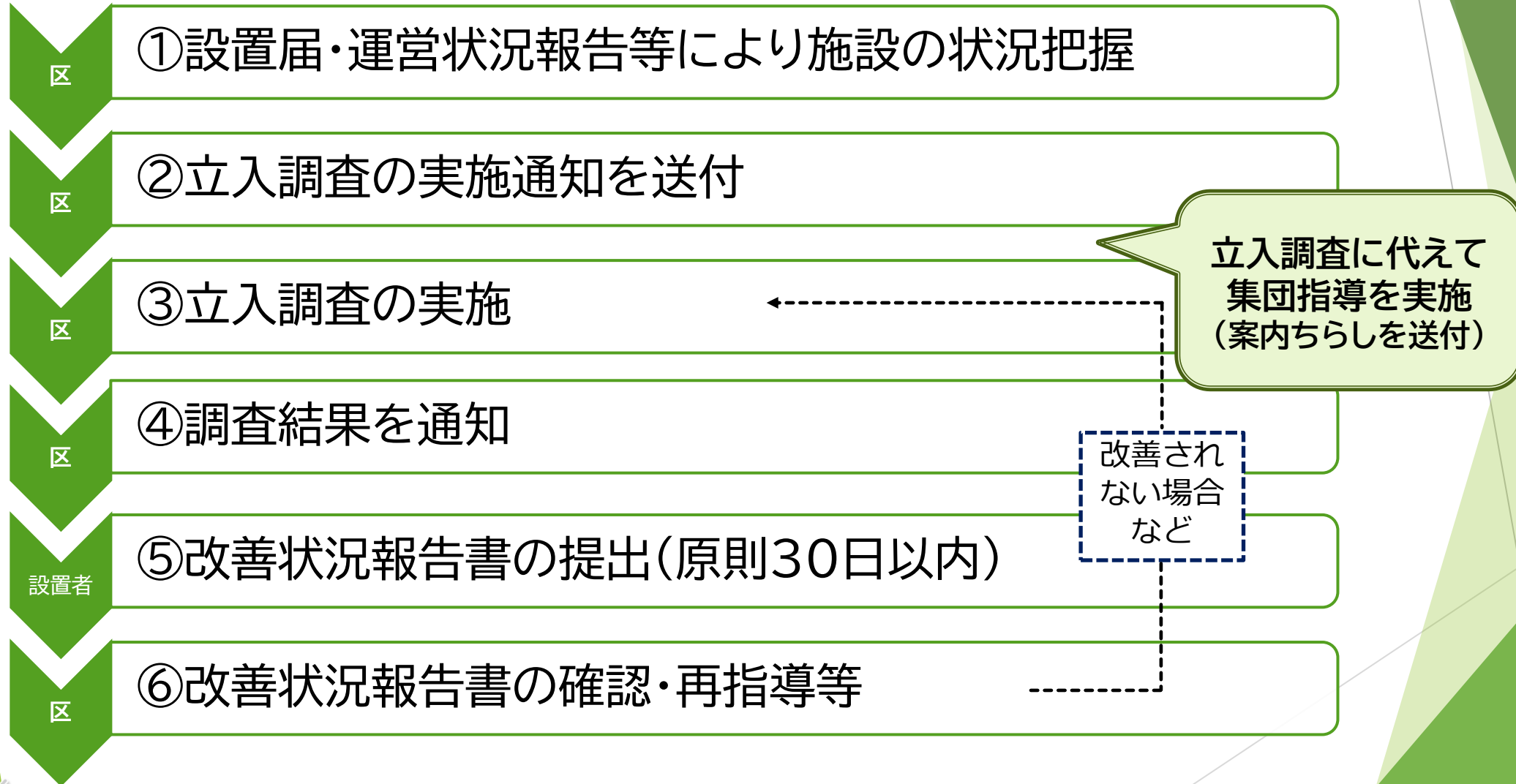
荒川区ホームページ

- > 子育て
 - > 保育園・幼稚園など
 - > 保育施設等に対する指導監査等について
 - > 認可外保育施設に対する指導監督について
 - > 指導監督基準
 - > 別表2-4 評価基準(居宅訪問型(個人))

※基準は、法令改正等により適宜改正されます



立入調査の流れ【一般的な流れ】



立入調査【随時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

 **立入調査実施**



立入調査【随時対応の場合】

①【区】立入調査の実施

②【区】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【区】改善状況報告書の確認

- ・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・著しく利用児童の安全性に問題がある場合等

改善されない場合

⑤【区】改善勧告

⑥【区】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【区】公表

- ・弁明の機会の付与
- ・区児童福祉審議会への意見聴取

⑧【区】業務停止命令又は施設閉鎖命令

児童福祉法第59条
第3項から第5項



集団指導における主な指摘事項

◆ 救命講習を受講していない。

消防署主催の救命講習やテーマ別研修など、心肺蘇生の実習がある講習を定期的に受講する必要があります。

◆ 保育に従事する者に関する研修を受講していない。

保育に従事する者の人間性と専門性の向上のため、研修の受講が必要です。

◆ 必要な資格、研修の受講がない。

保育士又は看護師の資格があるか、居宅訪問型保育研修や子育て支援員研修「地域保育コース」等の研修を修了していることが必要です。



保育に従事する者及び資格について

《保育に従事する者の数》

指導基準1－(1)

原則、1人に対して乳幼児1人

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

《保育に従事する者の資格》

指導基準1－(2)

有資格者とは、保育士又は看護師

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む。

(例) 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修(地域保育コース)、(公社)全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など



防災上の必要な措置について

《非常災害に対する措置》

指導基準3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具の場所の確認

- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をするなどの、非常災害発生時を想定した配慮をする。



保育内容について①

《主な調査事項》

指導基準5－(1)

①保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。
(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項 など



保育内容について②

②保育に従事する者に関する研修を受講しているか。

指導基準 5－（2）－a

- 保育従事者の質の向上のため、定期的に研修を受講してください。
（定期的に受講することが望ましいです。）

（例）公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育
施設職員テーマ別研修 など

③保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

指導基準 5－（3）－a

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な
連絡を取ることを心がけてください。



乳幼児の人権に配慮した保育内容①

乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

指導基準 5－（２）－b

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。



乳幼児の人権に配慮した保育内容②

虐待、不適切な保育に関する事例

- ◆ 令和2年6月
保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、**強制わいせつ容疑で逮捕**
- ◆ 令和3年10月
保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。
- ◆ 令和4年8月
保育者が、男子児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、**強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決**
- ◆ 令和5年5月
保育者が、1歳の赤ちゃんを抱き抱えた状態からベッドの上に繰り返し落とし落として暴行したとして、**書類送検**



乳幼児の人権に配慮した保育内容③

保育者による虐待、不適切な保育の例

◆ 身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
- バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。



乳幼児の人権に配慮した保育内容④

◆ 心理的な虐待・人格を尊重しないかわり

- 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、**人格を無視した言葉や傷つけるような言葉**を投げかける。
- 「早く寝てよ」、「〇〇しなさい」など、**物事を強要するような言葉**を投げかける。
- 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して**脅すような言葉**を投げかける。
- **大きな声**を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして**大きな音**を出し、児童を萎縮させる。



乳幼児の人権に配慮した保育内容⑤

◆ 性的な虐待

- 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
- 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

◆ ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。



健康管理・安全確保について①

《乳幼児の健康状態の観察》

指導基準7-(1)

①預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

- 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

②引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。



健康管理・安全確保について②

《保育従事者の健康診断》

指導基準7-(2)

①健康診断を1年に1回受けているか。

②検便を実施しているか。

- 食事の提供(調理)や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検査結果は適切に保管してください。



健康管理・安全確保について③

《主な調査事項》

- ① 安全計画を策定し、安全計画に従い安全確保に配慮した保育が実施されているか。 **指導基準7－（5）－a**
 - 訪問先の設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアルの整備や徹底をお願いします。
- ② 安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。 **指導基準7－（5）－b**
 - ケガや急病等における応急手当の実践、ヒヤリ・ハット時の事故防止意識の再確認が必要です。
- ③ 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 **指導基準7－（5）－c**



健康管理・安全確保について③

安全計画の策定に当たっては

- ◆ 国の「保育安全計画例」などを参考に策定してください。

安全計画に関する通知については、下記URLをご参照ください。

「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」
(こども家庭庁HP)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuuchi_21.pdf

- ◆ 区で作成した「安全計画(居宅訪問型保育事業者(個人事業主))」のひな形もあわせてご参考にしてください。



健康管理・安全確保について④

《主な調査事項》

①事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に
実技講習を受講しているか。 指導基準7－（5）－g

- 消防署主催の救命講習(実技講習を伴うもの)又はこれと同等の内容の講習を定期的に受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

②賠償責任保険等に加加入するなど、事故に備えている
か。 指導基準7－（5）－h

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。



健康管理・安全確保について④

③ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

指導基準7-(5)-j

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

④重大事故が発生した場合、速やかに報告をしているか。

指導基準7-(5)-i

- 死亡事故や治癒に30日以上かかるケガ等が発生した場合は、遅くとも翌日までに荒川区の保育課までご報告ください。

(参考)事故防止について:

「ヒヤリ・ハット調査『誤飲等による乳幼児の危険』調査報告書」

(令和3年6月東京都生活文化局(東京くらしWEB))

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/hiyarihat/>



利用者へのサービスに関する内容の提示

利用者へサービスに関する内容の提示をしているか

指導基準8-(1)

- 利用者に対し、サービス内容に関して、必要な14項目を書面等により提示してください。

◆提示が必要な項目

- a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 事業所の名称及び所在地
- c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間
- e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- f 利用定員 g 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況
- h 設置者の研修の受講状況
- i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- j (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項
- n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」にも掲載してください。(令和6年4月1日より義務化)



サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付及び説明

①サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。

指導基準8-(2)

➤ 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な8項目を書面等に全て記載した上で交付してください。

◆書面等による交付が必要な項目

a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地

d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容

f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

②サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。



今後の流れ

①本動画を含めた3つの動画を視聴

～制度概要編～

～指導監督基準解説編～

本動画

～保育中の事故を防ぐために～



②効果測定を受けてください。

※効果測定の様式は動画掲載先のホームページ上からダウンロード可能です。



③記入済の効果測定用紙に資格証・受講証等の必要書類を添付し、メール、又は郵送で1月31日(金)までに提出してください。



今後の流れ



④集団指導の終了後1～2か月程度で、荒川区より**集団指導の結果**を通知いたします。



⑤結果通知に、改善を要する事項(指摘)がある場合、期限までに(結果通知をおこなった日から概ね30日以内)**「改善状況報告書」の提出**をお願いいたします。



問い合わせ先 (効果測定・改善報告書提出先)

〒116-0002 荒川区荒川5-12-10

荒川区 子ども家庭部 子育て支援課分室 指導監査係

電話:03-3805-5741(直通)

提出専用アドレス:teishutu_shidokensa@city.arakawa.tokyo.jp

区役所本庁舎と
異なります。
ご注意ください。

ベビーシッターの皆様へのお願い

今後の運営状況報告、集団指導等のお知らせは、メールで送付させていただく予定です。区にメールアドレスを届出されていない方は、メールアドレスの届出をお願いします。また、メールアドレスを変更した場合は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。
※メールアドレスの届出がない場合は、これまでどおり郵送にて送付いたします。

